

## 蒲郡市DX推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 蒲郡市の行政分野におけるデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)の円滑な推進に必要となる事項の協議及び調整を行うため、蒲郡市DX推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次の事務を所掌する。

- (1) DX推進に係る推進方針の策定及び運用に関すること。
- (2) DX推進に係る総合調整に関すること。
- (3) その他DX推進のために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、部長、部長相当職、次長及び次長相当職のうちから市長が指名する者をもって充てる。
- 5 その他市長が指名する者を本部員とすることができる。

### (本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

### (庶務)

第6条 推進本部の庶務は、企画部デジタル行政推進課において行う。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年11月28日から施行する。